

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年飯塚市条例第13号)第8条第2項の規定により告示する。

令和8年3月23日

飯塚市長 武井政一

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

名称 サン・アビリティーズいづか

所在地 飯塚市柏の森956番地4

2 指定管理者となる団体

名称 特定非営利活動法人 いづか障害児者団体協議会

代表者 理事長 吉良 安子

所在地 飯塚市枝国355番地7

3 指定管理者に管理を行わせる期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで(5年間)

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の利用に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理等に関する業務
- (3) 障がい者の教養、文化及びスポーツの振興等に関する業務
- (4) 障がい者福祉の増進、社会参加促進に関する業務
- (5) 運営会議に関する業務
- (6) 業務報告等に関する業務
- (7) 自主事業に関する業務